

□4月6日説教(隅野徹牧師)短縮版「復活の力に私達もあずかる」(ローマ8:1~11)

8章2節に「罪と死の法則」という言葉が出ます。パウロをはじめすべての人間が、心では神の前に良いことを行い、悪を避けたいと思っけていても、実際、肉体をもった自分の行動としてはそれができません。これはある意味で法則のような、変えることが出来ないものだというのを、この言葉は示しています。「罪と死の法則」ということばは大変厳しく重いものです。私たち人間は、そのままでは自分の罪をどうすることもできず、永遠の命をいただくことができない、ということを表しています。しかし法則はそうであったとしても、善を行えない私たちが罪から救い出され、永遠の命を得ることができるとパウロは教えます。それがイエス・キリストと「結ばれること」なのです。

10節が一言で結論を表しているように感じます。イエス・キリストの名によって洗礼を受けてキリストに結ばれた者は、キリストが霊的に生きている。分かりやすく言えば心の中に住んでいるので、たとえ肉体的な体が罪から離れられなくとも、永遠の命を得ることができるということなのです。

さらに深いのが8章11節です。「もし、イエスを死者の中から復活させた方の霊が、あなたがたの内に宿っているなら、キリストを死者の中から復活させた方は、あなたがたの内に宿っているその霊によって、あなたがたの死ぬはずの体をも生かしてください。」と語られています。わたしたちの内側にキリストが入ってきて、しかも心の中に宿ってくださることによって、わたしたちは生きる者になるのです。肉体的にはなお様々な罪から離れられなくとも、罪がもたらす死の法則、つまり永遠の命をもつことができないという法則からは解放して下さるのです。今日納骨式をおこなう柳井キミ子さんもこの恵みを頂かれ、永遠の命を生きておられます。わたしたちもこの希望に生きてまいりましょう。(終)